



宮地エンジニアリンググループ株式会社

第22回 定時株主総会

招 集 ご 通 知



開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル バルサル神田
2階イベントホール

議 案

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時50分まで

宮地エンジニアリンググループ株式会社

経営理念

「橋梁、建築、沿岸構造物等の
社会インフラの建設、保全・更新の事業を通じ、
豊かな国土と明るい社会創りに貢献する」

◆ 当社グループは、長大橋や鉄道橋を含めた鋼橋の新設および大規模更新・保全関連工事に対する高度な設計力、製作技術力、施工計画立案力および現場安全施工能力の4つをあわせ持つ、橋梁業界屈指の総合エンジニアリング企業集団です。さらに、高い技術力が要求されるタワーやドーム等の大空間・特殊建築物の施工対応力、沈埋函やケーソン等の沿岸構造物の設計・製作技術力も有する、鋼構造物のスペシャリストでもあります。

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、当社第22回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申しあげます。

このたび、宮地エンジニアリンググループ株式会社代表取締役社長に就任いたしました池浦でございます。長年にわたり当グループを牽引してきた青田前社長の後任として重責を担うことに、身の引き締まる思いであります。

宮地エンジニアリンググループ（MEG）は、創業117年の歴史を持つ橋梁業界のリーディングカンパニーとして、日本のインフラ整備に貢献し、社会の発展を支えてまいりました。その誇り高い企業グループの代表として、これまでの伝統を守りつつ、新たな挑戦を続けていく所存です。

現在、橋梁業界は新設から保全への移行や、DXをはじめとする技術革新、環境問題、労働力不足など、様々な課題に直面しています。これらの課題を克服し、持続可能な成長を実現するためには、グループ全体の力を結集し、新たな価値を創造することが求められます。私たちは「国民の安心と安全を担い、社会に貢献する」という使命のもとで、鋼構造技術をコアとした総合エンジニアリング企業、最先端技術で社会インフラを支えるリーディングカンパニーとして、建設業界のど真ん中で咲き誇れる存在を目指してまいります。

当社グループは、これからも皆様と共に、未来の社会インフラを創造していく所存です。今後とも、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長

池浦 正裕

証券コード 3431

2025年6月12日

(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町9番19号
宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表取締役社長 池 浦 正 裕

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.miyaji-eng.com/zaimu/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第22回定時株主総会」より、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3431/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/
JJK010010Action.do?Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「宮地エンジニアリンググループ」又は「コード」に当社証券コード「3431」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月26日(木曜日)午後5時50分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階イベントホール
3 目的事項	報告事項 1. 第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使にあたっての注意事項	議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日

議決権の数

XX 股

××××年××月××日

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ロデザイン用QRコード

ロデザイン用
XXXX-XXXX-XXXX-XXX

見本

パスワード
XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

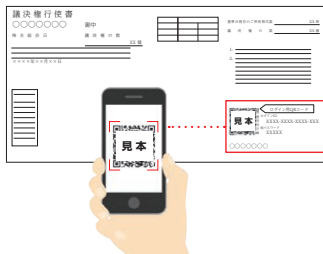
インターネット等および書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

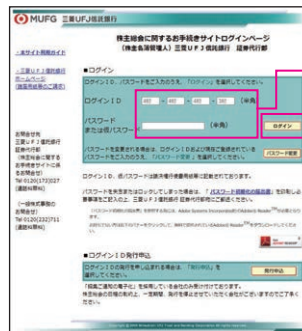
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の重要な施策と位置付けており、株主還元の維持・拡大を図ることとしております。

1株当たりの配当額の維持とさらなる増配を目標として、好業績時には機動的な株主還元を実施し、中期経営計画（2022～2026年度）の目標であるROE10%の達成に向けて、資本効率にも十分留意して自己資本の水準を適切にコントロールすると同時に、株主の皆様、ステークホルダーの皆様との共通のコンセプトである持続的成長のための投資、一定の資本拡充など、バランスの良い資本政策を進めることを基本としております。

この方針に基づき、中期経営計画の最終年度である2026年度までの株主還元につきましては、総還元性向60%を目安としつつ、1株当たり年間配当97円50銭（2024年10月の株式分割を考慮後）の維持・拡大を目指してまいります。

当期の期末配当につきましては、2024年8月8日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式1,494百万円を取得していることも踏まえ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。年間の配当性向は53.6%となりますが、年間配当総額に自己株式取得額を加えた総還元性向は83.9%となります。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき **55円** 総額は **1,458,545,880円**
なお、中間配当金として1株につき42円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき97円50銭となります。

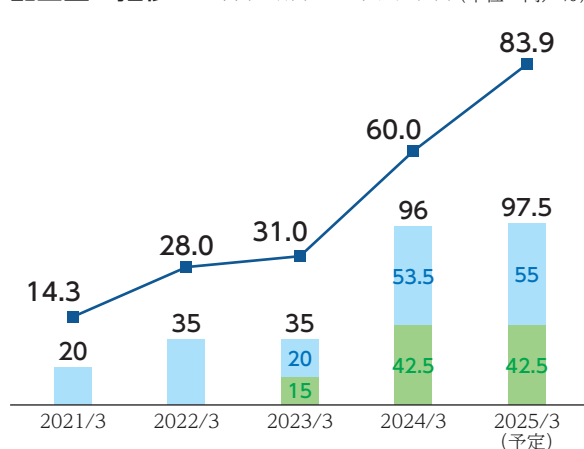
※当社は2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しておりますので、上記の中間配当金は、当該株式分割が当期の期首に行われたと仮定した場合の金額を掲載しております。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

<ご参考>

配当金の推移



当社は2023年10月1日および2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの配当金を算定しております。

配当方針

当社は、株主の皆様への還元を経営の重要な施策と位置付けており、株主還元の維持・拡大を図ることとしております。

1株当たりの配当額の維持とさらなる増配を目標として、2025年3月期第2四半期決算説明会において公表した中期経営計画(2022～2026年度)の利益目標を達成するとともに、好業績時には機動的な株主還元を実施し、中期経営計画の目標であるROE10%の達成に向けて、資本効率にも十分留意して自己資本の水準を適切にコントロールしてまいります。同時に、株主の皆様、ステークホルダーの皆様との共通のコンセプトである持続的成長のための投資、一定の資本拡充など、バランスの良い資本政策を進めることを基本としております。

この方針に基づき、中期経営計画の最終年度である2026年度までの株主還元につきましては、総還元性向60%を目安としつつ、1株当たりの年間配当97円50銭(2023年10月1日および2024年10月1日の株式分割考慮後)の維持・拡大を目指してまいります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会、指名・報酬委員会での議論の概要等を踏まえて検討を行い、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	取締役会 出席状況
1	 い け う ら ま さ ひ ろ 池 浦 正 裕 再任	代表取締役社長	100% (12/12回)
2	 お く む ら き ょ う じ 奥 村 恭 司 新任		－% (－/－回)
3	 ひ ら し ま た か し 平 島 崇 嗣 新任		－% (－/－回)
4	 ひ ら せ ま ゆ み 平 瀬 真 由 美 再任 社外 独立	社外取締役	100% (12/12回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

いけうら
池浦まさひろ
正裕(1959年2月7日生)
男性

所有する当社の株式数 ……………2,063株

取締役会出席状況 ……………12/12回 (100%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1982年4月	三菱重工株式会社入社	2015年4月	エム・エムブリッジ株式会社
2008年4月	三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社 (現 エム・エムブリッジ株式会社) 橋梁事業本部営業統括部営業一部長		執行役員社長室調査役
2008年6月	同社橋梁事業本部営業統括部長	2017年6月	同社常務執行役員社長室長
2009年10月	同社経営企画本部部长	2019年6月	同社取締役常務執行役員社長室長
2012年5月	同社新事業開発室調査役	2020年4月	同社取締役常務執行役員
2014年4月	同社社長室調査役	2020年6月	同社代表取締役社長（現任）
		2020年6月	当社取締役
		2025年4月	当社代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、当社取締役であると同時にエム・エムブリッジ株式会社の社長として豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮して同社ひいては当社グループの業績を順調に伸ばすとともに、百戦錬磨の営業および経営企画の経験を踏まえた業界知識や人脈にも精通していることから、次期中期経営計画を取り纏め、持続的成長と企業価値向上を目指す当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。特に、当社飛躍のきっかけとも言えるエム・エムブリッジ株式会社のグループ会社化においては、前社長とともに慧眼的な発想で大きな役割を果たし、その後も当社グループの売上・利益拡大と企業価値向上に大きく貢献していることから、引き続き当社取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。

候補者番号

2

新任

おくむら
奥村

きょうじ
恭司

(1964年1月26日生)
男性

所有する当社の株式数7,853株
取締役会出席状況-/一回 (-%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1986年4月	株式会社宮地鐵工所入社 （現 宮地エンジニアリング株式会社）	2019年10月	同社執行役員営業本部副本部長 （橋梁営業担当）
2009年3月	同社営業本部技術提案室主幹（部長）	2020年4月	同社執行役員営業本部副本部長 （橋梁営業担当）兼関西支社副支社長
2010年12月	同社営業本部技術提案室長		兼関西設計部準備室長
2011年3月	宮地エンジニアリング株式会社 橋梁事業本部橋梁営業本部技術提案室長	2021年4月	同社執行役員技術本部長
2015年4月	同社執行役員営業本部副本部長	2023年4月	エム・エムブリッジ株式会社 執行役員技術部・生産管理部管掌
2016年10月	同社執行役員営業本部副本部長 兼技術管理部長	2023年6月	同社代表取締役技術部・生産管理部管掌
2017年7月	同社執行役員営業本部副本部長 兼技術管理部長兼橋梁営業部長	2025年4月	宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長（現任）
2018年4月	同社執行役員営業本部副本部長 （橋梁営業担当）兼技術管理部長	2025年4月	エム・エムブリッジ株式会社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、宮地エンジニアリング株式会社の設計分野において中心的な役割を担い、豊富な実績を有するとともに、その知識と調整力が認められ、技術提案室長および技術本部長等を経てエム・エムブリッジ株式会社の代表取締役となり、当社グループの飛躍的な成長においても重要な役割を果たしてきました。今後の当社グループの持続的成長のためには、宮地エンジニアリング株式会社とエム・エムブリッジ株式会社のさらなる連携強化とシナジーの創出が必要不可欠な状況において、両社に対する人脈と見識を持ち、グループ全体の受注、売上および利益の維持・拡大を目指すために必要な経験と知識および十分な能力を有していることから、当社取締役に適任であると判断し、新たに候補者いたしました。

候補者番号

3

新任

ひらしま
平島

たかし
崇嗣

(1961年11月4日生)
男性

所有する当社の株式数5,818株
取締役会出席状況－/－回 (－%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1985年4月	宮地建設工業株式会社入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社)	2022年6月	当社取締役退任
2009年1月	同社工事本部計画部長	2023年4月	エム・エムブリッジ株式会社取締役 宮地エンジニアリング株式会社
2011年2月	宮地建設株式会社取締役		取締役専務執行役員営業本部長(鉄道・ 民間担当)工事本部・計画本部管掌
2011年3月	宮地エンジニアリング株式会社 執行役員建設事業本部建設工事本部 副本部長兼計画部長	2023年6月	エム・エムブリッジ株式会社取締役退任
		2024年1月	宮地エンジニアリング株式会社 取締役専務執行役員鉄構営業本部長 工事本部・計画本部管掌
2013年4月	同社執行役員建設事業本部 工務・計画本部長兼計画部長	2024年6月	同社取締役専務執行役員鉄構営業本部長 工事本部・計画本部および 民間製作工事管掌
2015年4月	同社取締役工務・計画本部長 兼営業本部副本部長	2025年4月	当社常務執行役員、現在に至る
2017年6月	当社取締役	2025年4月	宮地エンジニアリング株式会社 取締役常務執行役員
2019年4月	宮地エンジニアリング株式会社 取締役工事本部長		コンプライアンス推進本部長 工事本部・計画本部管掌(現任)
2021年4月	同社取締役常務執行役員工事本部長		
2022年4月	同社取締役専務執行役員工事本部長 工事計画管掌		

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの建設現場における高度な技術力・施工計画力の維持・向上と安全・品質管理の徹底において、長年にわたり中心的な役割を担うとともに支え続け、発注者のみならず協力会社を含めた多くの社内外関係者から厚い信頼を得ております。そして、その信頼に応えて多くの関係者を取りまとめて持続的成長に取り組むことにより、当社グループの企業価値向上においても重要な役割を果たしてきました。また、その面倒見の良さより社員からの人望も厚く、当社グループのさらなるコンプライアンス推進を牽引する精神的支柱として相応しく、次期中期経営計画の策定に向けて持続的成長と企業価値向上を目指すための経験と知識および能力も有していることから、当社取締役役に適任であると判断し、新たに候補者といたしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立

ひら せ ま ゆ み
平瀬 真由美

(1969年10月30日生)
女性

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………12/12回(100%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1988年 4 月	桜美ヒルズゴルフ練習場研修生	2013年10月	テレビ解説開始
1988年 6 月	日本女子プロゴルフ協会プロテスト合格	2016年 7 月	日本サッカー協会
1988年 6 月	国内ツアー参戦		JFAこころのプロジェクト社会貢献
1996年 1 月	アメリカツアー参戦		夢先生講師（現任）
2000年 3 月	国内ツアー参戦	2023年 6 月	当社社外取締役、現在に至る
2010年 8 月	ひめっこゴルフスクールジュニア指導		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国内のみならず海外でもトッププロとして厳しい世界を戦い抜いたアスリートとしての経験を活かし、日本サッカー協会のJFAこころのプロジェクトにおける「夢先生」としても活躍するなど、ダイバーシティ推進の重点課題である「次世代育成支援対策推進」や「女性活躍の推進」にも積極的に取り組み、ユニバーサルな視点から改革・改善を牽引することができる力強さを有しております。当社においても、社員との対話などを通じて中堅・若手社員に様々な好影響を与えていることから、ユニバーサルな視点で当社の企業活動を捉え、様々な社会課題の解決に取り組むサステナブル経営の指導・監督者として、引き続き当社社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平瀬真由美氏の戸籍上の氏名は、加藤真由美であります。
3. 平瀬真由美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平瀬真由美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、平瀬真由美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、平瀬真由美氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告30頁に記載のとおりであります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	取締役会 出席状況
1	 おお た ひで み 太田 英 美	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (12/12回)
2	 ひ ぐち ま さ と 樋口 眞 人	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (12/12回)
3	 う え む ら じ ゅ ん こ 植村 淳 子	新任 社外 独立	－ % (－ / － 回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

社外

独立

お お た ひ で み
太田 英美

(1947年12月19日生)
男性

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………12/12回(100%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1970年 4 月	新日本製鐵株式会社入社 (現 日本製鐵株式会社)	2006年 7 月	新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役副社長 (現 日鉄エンジニアリング株式会社)
1993年 7 月	同社鉄構海洋事業部海洋鋼構造エンジニアリング部長	2010年 7 月	同社常任監査役
1999年 7 月	同社鉄構海洋事業部長	2015年 4 月	日之出水道機器株式会社取締役(現任)
2001年 6 月	同社取締役鉄構海洋事業部長	2018年 6 月	当社社外取締役
2005年 4 月	同社常務取締役エンジニアリング事業本部副本部長	2021年 6 月	当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国家プロジェクトの東京湾アクアラインに企画から建設まで、全てのプロセスで重要な役割を果たした数少ない経験者であり、さらに鋼鉄製海上空港の羽田空港D滑走路建設の国家プロジェクトを推進した鋼構造物の権威でもあり、当社の事業に精通し、高度な見識を有しております。同時に、民間企業における経営者としての経験も豊富であり、多くの人脈と高い視点からの会社分析も期待されております。また、監査等委員会委員長および指名・報酬委員会委員長として、当社ガバナンスの向上にも主導的な役割を果たしていることから、引き続き経営の監督者とも言える監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

社外

独立

ひぐち
樋口

まさひと
眞人

(1957年6月5日生)
男性

所有する当社の株式数……………0株

取締役会出席状況……………12/12回(100%)



【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

1982年4月	警察庁入庁		
2007年1月	同捜査第二課長	2019年6月	株式会社ヒガシトゥエンティワン (現 株式会社ヒガシホールディングス)
2009年10月	同情報通信企画課長		社外取締役(現任)
2011年9月	東京都青少年・治安対策本部長	2020年6月	当社社外監査役
2013年6月	福岡県警察本部長	2021年6月	当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る
2015年1月	大阪府警察本部長	2021年8月	太陽ケーブルテック株式会社
2016年10月	第一東京弁護士会登録 樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士(現任)	2022年11月	社外取締役(現任) 日本BS放送株式会社 社外取締役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、熊本県警察、福岡県警察、大阪府警察の警察本部長として、様々な社会事象・課題に対応し、ガバナンスのトップとして捜査・調査や再発防止対策の指揮・指導等を行った経験が豊富にあり、警察退職後も弁護士として企業・団体等からコンプライアンスに関する各種相談を受け、その助言などを行っております。さらに、他社の社外取締役としての経験を踏まえ、取締役会などにおいて外部の視点や価値観に基づく発言を積極的に行い、当社ガバナンスやコンプライアンス意識の向上を牽引していることから、引き続き経営の監督者とも言える監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。

候補者番号

3

新任

社外

独立

うえむら

植村

じゅんこ

淳子

(1982年9月3日生)

女性

所有する当社の株式数……………0株
取締役会出席状況……………－/－回（－%）

【略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）】

2007年10月	司法試験合格	2019年8月	大津市ガス特定運営事業等検証委員会委員（現任）
2008年12月	東京弁護士会登録 シティユーワ法律事務所入所	2022年3月	東洋炭素株式会社社外監査役（現任）
2011年10月	関西法律特許事務所入所 （大阪弁護士会）	2022年4月	大阪市工業用水道施設運営事業 有識者会議委員（現任）
2018年1月	同事務所パートナー（現任）	2025年4月	大阪市外郭団体評価委員会委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての企業法務全般や株主総会等の知識に精通し、豊富な経験を有するとともに、地方自治体における検証委員会などの経験も有しており、さらに現在はプライム上場企業の監査役も務めていることから、様々な経験に基づく多面的な見識を有しております。また、M&Aにおけるデューデリジェンスやアドバイザーの経験および事業再生や破産管財人等の経験を通じて、持続的成長と企業価値向上を目指す当社にとって重要となる財務・会計に関する知見も有していることから、経営の監督者とも言える監査等委員である当社社外取締役として適任であると判断し、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 植村淳子氏の戸籍上の氏名は、岡野淳子であります。
3. 太田英美氏、樋口真人氏および植村淳子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 現在、太田英美氏および樋口真人氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって太田英美氏は7年、樋口真人氏は4年となります。
5. 当社は、太田英美氏および樋口真人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。植村淳子氏を含めた3氏の選任が承認された場合は、3氏と当該契約を締結する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができ。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、太田英美氏および樋口真人氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、植村淳子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同氏を同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告30頁に記載のとおりであります。

【ご参考】

1. 選任後の取締役会の構成とスキル・マトリックス（特に期待するスキル）

第2号および3号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成と各々の取締役に対して特に期待するスキルは以下のとおりとなります。

氏名	地位	企業 経営	サステ ナビリ ティ	ガバナ ンス	ユニバ ーサル	財務・ 会計	法務	コンプライ アンス・ リスク管理	人事・ 労務	営業・ 販売	技術・ 安全
池浦正裕	代表取締役 社長	○		○		○			○		
奥村恭司	取締役		○						○	○	
平島崇嗣	取締役		○					○			○
平瀬真由美	取締役（社外）		○		○						
太田英美	取締役（社外） 監査等委員	○		○				○			
樋口真人	取締役（社外） 監査等委員			○			○	○			
植村淳子	取締役（社外） 監査等委員			○		○	○				

（注）本表の○印は各々の取締役に対して特に期待するスキルを表したものであり、各取締役が保有する全てのスキルを表すものではありません。

2. 当社が必要とする取締役のスキル

当社グループは、橋梁、建築、沿岸構造物等の社会インフラの建設、維持・補修の事業を通じ、豊かな国土と明るい社会創りに貢献することを経営理念としております。急速なグローバル化が進展している現代において、その経営理念を具現化し、持続的成長を続けていくためには、難しい舵取りを担う取締役には様々なスキルが必要となります。

当社では、企業価値の向上ならびにサステナブル経営やダイバーシティを推進していく上で重要となる、取締役特に期待するスキルを次のとおり定義しております。

スキル	定義
企業経営	経営的な苦難を乗り越えた経験とその中でも未来を創りだすことができる発想を持ち、ステークホルダーの皆様と「共に歩み」「共に成長する」企業として当社を指導・監督することができる能力。
サステナビリティ	中長期的・持続的な成長・発展を続けていくために必要な環境や社会への取り組みに関する知見を有するとともに「社会との共存共栄」に対して深い見識を持ち、外部の専門機関と連携して、当社の社会貢献活動などに対して指導・監督することができる能力。
ガバナンス	企業のカバナンスにおいて重要な要素となるコーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメントに対する意識が高く、内部統制システムの整備に関する基本方針を遵守し、コーポレートガバナンス・コードに基づく企業統治を進め、持続的成長と企業価値向上を図りつつ社会貢献する企業として、当社を指導・監督することができる能力。
ユニバーサル	当社は社会インフラ整備を通し社会貢献活動を行うプロ集団であり、国民生活の安全・安心を守る企業として、常にユニバーサルな視点を忘れないことが重要と考えている。豊富な社会貢献活動などを通じた異なる環境での経験を活かし、ユニバーサルな視点で当社企業活動を捉え、適切に指導・監督することができる能力。
財務・会計	財務・会計および税務に関して指導的立場で監督してきた経歴を有し、外部の監査法人と連携して財政状態と経営成績を監督し、粉飾決算などの不正会計を未然に防ぎ、企業としての会計上のコンプライアンスを確保することができる能力。
法務	市場環境の変化に対応した迅速な体制・プロセスの構築が必要となる当社の経営において、法務に対する幅広い見識を有し、企業経営に甚大な影響をもたらす法規制などを把握し、法的な観点より適切な対処法などについて指導・監督することができる能力。
コンプライアンス推進・リスク管理	市場環境が激変する現在の当社の経営において、コンプライアンス推進およびリスク管理に関する幅広い見識を有し、社員のコンプライアンスに対する意識を高めるとともに、企業経営に甚大な影響を及ぼすさまざまなリスクを把握し、適切な対処法などについても指導・監督することができる能力。
人事・労務	社員の能力を引き出し、自社の発展に貢献してもらうための制度改革への推進力を有するとともに、人材育成や労務に関連する知見を有し、労働法令に関するコンプライアンスへの意識も高く、外部の専門機関と連携して当社の活動を適切に指導・監督することができる能力。
営業・販売	公共事業を経営の中核とした受注産業の業態を理解し、現状の課題や市場の変化に対する影響などを的確に捉え、当社の営業方針や開発製品の販売方針などに対して指導・監督することができる能力。
技術・安全	鋼構造物の設計・製作・現場施工において重要となる技術や安全管理に関連する知見を有し、当社事業における技術開発方針または安全管理体制に対しても指導・監督することができる能力。

以上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境、企業収益や雇用情勢などに改善の動きがあり、景気が緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられました。

そのような状況下において、当連結会計年度の公共投資は予算ベースで堅調に推移しているものの、既契約工事において大幅な追加予算が必要となったことなどの影響を受け、新規契約工事の規模を縮小する動きが活発化しており、当社グループの主力である橋梁事業における道路橋・鉄道橋の大規模更新・保全関連においては、前連結会計年度実績（2,338億円）を大幅に下回る1,710億円（いずれも当社集計値）の発注となりました。また、新設関連につきましても、前連結会計年度実績（2,755億円）を下回る2,490億円（いずれも当社集計値）の発注となりました。そのような厳しい環境下においても受注高につきましては、技術的難易度の高い大型の新設関連、大規模更新・保全関連、鉄道関連工事などの受注により、過去最高となった前連結会計年度に次ぐ714億41百万円（前年同期比15.4%減）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

新設関連：技術的難易度の高い市道高速1号線他新洲崎工区改築事業（工事）（名古屋高速道路公社）、淀川左岸線延伸部 門真ジャンクション東（鋼上部工）工事（西日本高速道路株式会社）をはじめとした受注により、453億76百万円を受注しました。

鉄道関連：品川駅構内環状4号線交差部新設他（鹿島建設株式会社）をはじめとした受注により、164億28百万円を受注しました。

売上高につきましては、手持ち工事が概ね順調に進捗し、過去最高となる747億25百万円（同7.7%増）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

新設関連：川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事（国土交通省関東地方整備局）や第二京阪道路 門真高架橋東（鋼上部工）建設工事（西日本高速道路株式会社）などの進捗により、361億90百万円を売り上げました。

大規模更新・保全関連：喜連瓜破橋大規模更新工事（阪神高速道路株式会社）や令和2年度佐世保道路 佐世保高架橋（拡幅）工事（西日本高速道路株式会社）などの進捗により、197億46百万円を売り上げました。

鉄道関連：品川駅構内環状4号線交差部新設他（鹿島建設株式会社）や広電広島駅高架化関連工事（株式会社大林組他JV）などの進捗により、144億61百万円を売り上げました。

損益につきましては、生産効率化、工事採算性向上の取り組み、働き方改革による業務効率化などの活動により、営業利益は91億68百万円（同16.0%増）、経常利益は94億96百万円（同20.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は48億63百万円（同11.7%増）といずれも過去最高となりました。

当連結会計年度の受注高、完成工事高および受注残高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 受注残高	当連結会計年度 受注高	合 計	当連結会計年度 完成工事高 （売上高）	当連結会計年度 受注残高
橋 梁	113,158	69,168	182,327	71,769	110,557
建 築 他	2,621	2,272	4,894	2,955	1,938
合 計	115,780	71,441	187,221	74,725	112,496

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、次のとおり実施いたしました。

宮地エンジニアリング株式会社

千葉工場	天井クレーン	2024年7月設置
千葉工場	橋型クレーン	2024年8月設置
千葉工場	塗装工場改修	2024年9月完成
栗橋機材センター	機材センター改修	2024年10月完成
栗橋機材センター	新型送り出し装置	2025年3月取得
栗橋機材センター	トラベラクレーン	2025年3月取得
栗橋機材センター	太陽光発電設備	2025年3月完成

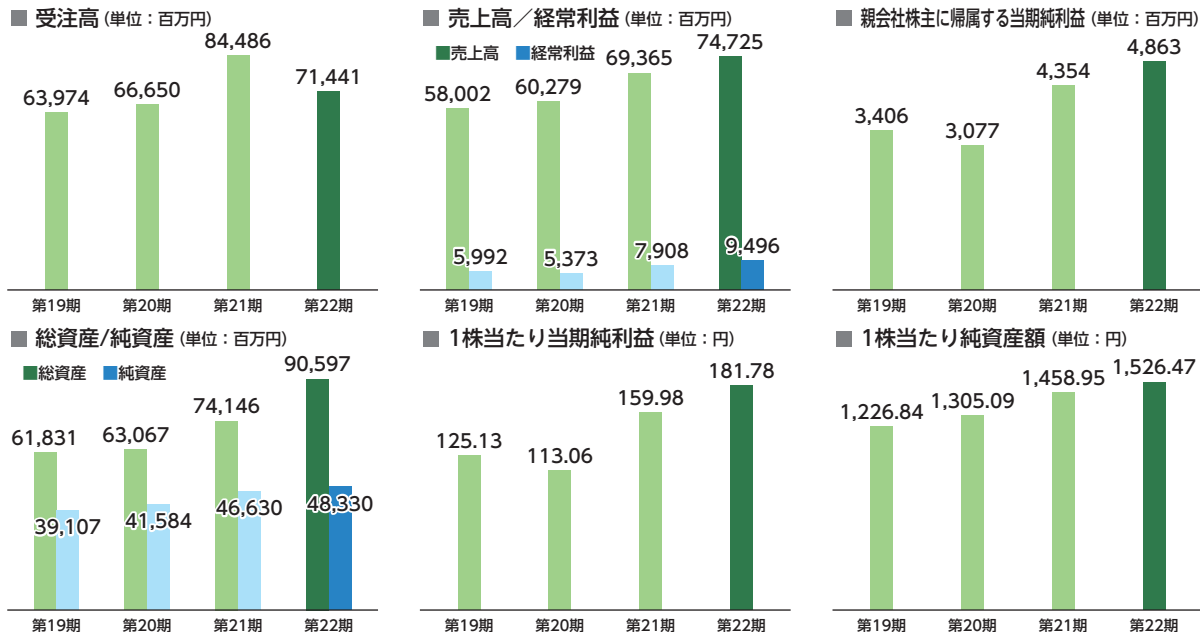
エム・エム ブリッジ株式会社

広島機材センター	油圧ウインチ	2025年3月取得
----------	--------	-----------

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受 注 高 (百万円)	63,974	66,650	84,486	71,441
売 上 高 (百万円)	58,002	60,279	69,365	74,725
経 常 利 益 (百万円)	5,992	5,373	7,908	9,496
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,406	3,077	4,354	4,863
1株当たり当期純利益 (円)	125.13	113.06	159.98	181.78
総 資 産 (百万円)	61,831	63,067	74,146	90,597
純 資 産 (百万円)	39,107	41,584	46,630	48,330
1株当たり純資産額 (円)	1,226.84	1,305.09	1,458.95	1,526.47

- (注) 1. 2023年10月1日付および2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第19期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準を第19期(2022年3月期)の期首に遡って適用した場合の総資産額、純資産額および1株当たり純資産額を表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
宮地エンジニアリング株式会社	百万円 1,500	% 100.00	橋梁、鉄骨その他鋼構造物の設計、製作、架設、据付、維持補修 P Cの設計、製作ならびに土木工事の施工・工事管理、鉄骨・鉄塔・大空間構造物組立
エム・エム ブリッジ株式会社	450	51.00	橋梁、沿岸構造物等の設計、製造、据付、販売および修理

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	宮地エンジニアリング株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区日本橋富沢町9番19号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,826百万円
当社の総資産額	12,413百万円

(4) 対処すべき課題

2025年度におけるわが国経済の見通しにつきましては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」およびその裏付けとなる令和6年度補正予算ならびに令和7年度予算が迅速かつ着実に執行され、デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していくことが期待されます。一方で、米国の通商政策の影響に加え、物価上昇の継続が消費マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響にも一層注意する必要があります。

そのような状況下において、当社グループの主力である橋梁事業につきましては、2025年度の発注見通しとして新設関連で2,200億円（当社推定値）、大規模更新・保全関連で1,900億円（当社推定値）と前年度と同規模程度の発注量が見込まれております。通常の新設橋梁においては、依然として熾烈な受注競争が続いている一方、予算の都合により前年度に発注量が大幅に減少した高速道路の大規模更新工事（事業規模約7兆円）においては、更新・保全工事が必要となる箇所が増え続けている現状を踏まえ、緩やかに発注量が回復していくことが見込まれており、さらには大阪湾岸線西伸部の連続斜張橋などの高難度ビッグプロジェクトも順調に進捗していることから、中期的には当社グループが飛躍する事業環境であると考えます。また、鉄道関連についても、首都圏ではターミナル駅の再開発事業や連続立体交差事業、大型跨線橋などの工事を中心に数多くの計画が予定されており、当社グループが持つ安全・安心で高度な技術力の強みを、これからも継続して発揮できるものと考えております。

このような事業環境の中、グループとしての経営管理体制を一層強化し、より強固な収益基盤を固めるとともに、主要な事業会社である宮地エンジニアリング株式会社とエム・エムブリッジ株式会社が一体となり、他社よりも一歩先を行く会社としてステークホルダーの皆様と「共に歩み」「共に成長する」企業として中期経営計画（2022～2026年度）に取り組み、中間年度となる当期においては過去最高となる業績を達成することができました。今後は新しい経営体制の下、国内鋼橋市場の変化・動向を踏まえ、持てる経営資源を新設関連工事、大規模更新・保全関連工事、民間工事（鉄道関連、大空間・特殊建築物、沿岸構造物の工事を含む）に適切に配分した最適経営を行うとともに、技術開発やDX（デジタルトランスフォーメーション）に基づく生産性向上ならびに人材の確保・育成、女性活躍を推進し、働き方改革を進め、2025年3月期第2四半期決算説明会において見直した中期経営計画の超過達成に向けて努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは「橋梁、建築、沿岸構造物等の社会インフラの建設、保全・更新の事業を通じ、豊かな国土と明るい社会創りに貢献する」ことを経営理念としております。

（当社の事業内容）

当社は、宮地エンジニアリング株式会社、エム・エムブリッジ株式会社等の子会社の事業活動の支配、管理を目的とする持株会社であります。

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

当	社	本	社	東京都中央区日本橋富沢町 9 番19号
宮地エンジニアリング株式会社		本	社	東京都中央区日本橋富沢町 9 番19号
		支	社	関西（大阪市西区）
		営	業 所	札幌（札幌市中央区）、仙台（仙台市青葉区）、名古屋（名古屋市中区）、広島（広島市中区）、福岡（福岡市中央区）、沖縄（沖縄県那覇市）
		工	場	千葉（千葉県市原市）
		本	社	広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号
エム・エムブリッジ株式会社		支	店	東日本（東京都中央区）、西日本（大阪市西区）
		営	業 所	東北（仙台市青葉区）、横浜（横浜市中区）、中部（名古屋市中区）、九州（福岡市博多区）
		工	場	市原（千葉県市原市）
		事	業 所	富山（富山県射水市）、長崎（長崎県長崎市）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
813名	33名増

（注）使用人数は就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	－	49.2歳	21.2年

（注）1．使用人数は就業人員で記載しております。

2．当社使用人は、宮地エンジニアリング株式会社およびエム・エムブリッジ株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,010百万円
株式会社八十二銀行	1,500
株式会社千葉銀行	450
株式会社三井住友銀行	450
明治安田生命保険相互会社	300
三井住友信託銀行株式会社	90

（注）1．当社子会社の宮地エンジニアリング株式会社は短期の運転資金を安定的に調達するため、75億円のシンジケーション方式のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行他4行と締結しております。

2．当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は75億円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 110,711,200株

（注）2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を55,355,600株から110,711,200株に変更しております。

② 発行済株式の総数 27,677,816株

（注）2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は13,838,908株増加しております。

③ 株主数 31,222名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,022	11.40
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,138	4.29
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,066	4.02
日 本 製 鉄 株 式 会 社	631	2.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	597	2.25
宮 地 取 引 先 持 株 会	585	2.21
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	360	1.36
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	321	1.21
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	236	0.89
株 式 会 社 川 金 コ ア テ ッ ク	234	0.88

（注）1. 当社は、自己株式を1,158,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	青田重利	
代表取締役	上原正	グループ企画管理本部長 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取締役	池浦正裕	エム・エムブリッジ株式会社 代表取締役社長
取締役	平瀬真由美	
取締役 監査等委員	太田英美	
取締役 監査等委員	辻川正人	
取締役 監査等委員	樋口真人	

- (注) 1. 平瀬真由美氏の戸籍上の氏名は、加藤真由美であります。
2. 取締役平瀬真由美氏ならびに監査等委員である取締役太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏は、社外取締役であります。
3. 2025年4月1日付で、青田重利氏は代表取締役社長から取締役相談役、上原正氏は代表取締役から取締役、池浦正裕氏は取締役から代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役平瀬真由美氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員として職務執行につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為が行われていた場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかると決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、当社が持株会社であり、グループ会社の監督機能を担うことから、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮し、指名・報酬委員会の答申を受け取締役会に諮ります。その決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長青田重利であり、会社の業績や経営内容、経済情勢、また各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定いたします。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を実施でき、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。こうしたことから取締役会は

その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員会で決定する予定であります。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	36 (6)	36 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	20 (20)	20 (20)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	56 (26)	56 (26)	－ (－)	－ (－)	6 (4)

- (注) 1. 上記取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、該当がないため、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度において、取締役が子会社から、役員として受けた報酬等の総額は158百万円であります。

ハ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円以内とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 取締役 平瀬真由美

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会12回のうちすべてに出席し、国内外においてトッププロとして厳しい世界を戦い抜いたアスリートとしての経験を活かし、ユニバーサルな視点から取締役会において、出席の都度適宜意見を述べており、特にサステナブル経営の監督者として、主にダイバーシティ推進について質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。

ロ. 取締役（監査等委員） 太田英美

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
日之出水道機器株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会12回のうちすべてに、また、監査等委員会12回のうちすべてに出席し、鋼構造物の権威であり、その知識、経験など専門的見地から、民間企業における経営者としての豊富な経験を踏まえ、取締役会において、当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に鋼構造物に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

ハ. 取締役（監査等委員） 辻川正人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社立花エレクトックの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会12回のうちすべてに、また、監査等委員会12回のうちすべてに出席し、弁護士としての専門的知見・経験と異業種他社の社外取締役など多くの経験を活かした多面的な見識から、取締役会において、出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に会社法の分野や労務問題に精通しており、その経験と見識から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

二. 取締役（監査等委員） 樋口真人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社ヒガシトゥエンティワン（2025年4月1日付で株式会社ヒガシホールディングスに商号変更）、太陽ケーブルテック株式会社および日本BS放送株式会社の社外取締役であります。当社と3社との間には特別の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

開催された取締役会12回のうちすべてに、また、監査等委員会12回のうちすべてに出席し、様々な社会事象・課題に対応し、ガバナンスのトップとして、捜査・調査や再発防止策の指揮・指導などの経験が豊富であり、その見地から取締役会において、出席の都度適宜積極的に意見を述べており、ガバナンスやコンプライアンスの観点から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。監査等委員会において、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
	百万円
(イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24
(ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関して、当社取締役会の決議に基づき以下のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループ全体の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための基準を示した、当社グループとしての「企業行動憲章」、「行動規範」を制定し、その周知・徹底を図るとともに、当社および各事業子会社に「内部通報規程」等を制定し、コンプライアンスについて社内・社外（弁護士）の二通りの通報相談窓口を設ける。

ロ. 当社および各事業子会社は、コンプライアンス・リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス体制とリスク管理体制の構築・整備を管理・統括させる。

ハ. 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制とリスク管理を横断的に統括する組織として、当社社長を委員長とし、取締役ならびに弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議し、体制の構築・整備を図る。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」は審議・決定した事項を、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

ニ. 当社は、監査室を設置する。監査室は、監査等委員会および事業子会社の内部監査部門と緊密な連携をとり、グループ全体の業務執行、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的 to 実施し、コンプライアンス・リスク管理委員会にその結果を報告する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを「企業行動憲章」、「行動規範」に定めるとともに、定期的に外部専門機関ほかと情報交換を行うなど情報収集に努め、被害防止を図る。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書その他の職務の執行および意思決定に係る記録や文書を、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。

また、これらの情報は、監査等委員会から閲覧要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」でグループ全体のリスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を審議・策定し、グループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の構築・整備に努める。
- ロ. 品質管理、安全管理、コンプライアンスおよび情報セキュリティ等の各事業子会社の業務に付随するリスクについては、各事業子会社で規程・ガイドライン・対応マニュアルなどを制定・整備し、それらの周知・徹底を図る。
- ハ. 災害等不測の事態が発生した場合には、社長の指揮の下に対策本部を設置し、損害の拡大の防止と事業活動の継続を図る。
- ニ. 当社の監査室および事業子会社の内部監査部門による、リスク管理状況の定期的な監査を実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則に定めた当社および事業子会社の経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程において、それぞれの権限と責任、執行手続きを明確化し、効率的な職務執行を行う。
- ハ. 当社は、グループ全体の中期・年次計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の中期・年次計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施する。
- ニ. 主要な事業子会社は、執行役員制度に基づく、業務執行権限の執行役員への委譲、経営・監督と業務執行責任との権限の明確化、効率かつ迅速な意思決定と業務執行を推進する。
- ホ. 各事業子会社は、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況を監督する。
- ヘ. 主要な事業子会社は、代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため取締役・執行役員で構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置して審議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、持株会社として、当社の取締役が、取締役会を通じて当社グループ全体の重要事項の決定および事業子会社の経営管理、業務執行の監督を行う。
- ロ. 主要な事業子会社においても業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役および会計監査人を設置する。
- ハ. 当社は、当社グループ共通の経営理念および企業行動憲章、行動規範、法令遵守マニュアルを策定・見直し、グループ全体への周知・徹底を図る。
- ニ. 当社は、「関係会社管理規程」等の規定により事業子会社の当社への承認・報告ルールを定め、これに基づき各事業子会社の経営管理および経営指導体制を構築・整備する。
- ホ. 監査室および事業子会社の内部監査部門は、定期的に事業子会社の監査を実施し、業務の適正化を推進する。
- ヘ. 各事業子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、性質、機関の設計その他会社の特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを構築・整備する。
- ト. 各事業子会社は、当社のグループ会社として、その経営方針、企業集団の管理体制を尊重しつつ、法令・定款を遵守し、企業の独立性・独自性を堅持した企業運営を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助するスタッフを配置するとともに、監査室を中心に関係部門が監査等委員会の職務をサポートする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任免・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに各事業子会社の取締役および使用人は、当社監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為についても遅滞なく報告する。
- ロ. 当社は、内部通報制度の運用により、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為について、監査等委員会への適切な報告体制を構築・整備する。
- ハ. 当社は、当該報告した者が報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定め、周知・徹底を図る。

⑧ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ．監査等委員の取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対するアクセス権を保障する。

ロ．監査等委員会は、当社社長および各事業子会社の社長等と定期的に情報・意見交換を行う。

ハ．監査等委員会は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

ニ．監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取り組み**

グループ共通の価値観・倫理観、具体的行動基準を示した「企業行動憲章」、「行動規範」をホームページおよびイントラネットに掲示するとともに、適宜、コンプライアンス研修等に周知・徹底を図っております。

また、主要な事業子会社において、年2回のeラーニングシステムによるコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンスマインドの向上と定着に努めております。

内部通報制度については、社内・社外（弁護士）の内部通報窓口を設置し、問題の早期発見、不正行為等の未然防止の体制を整備しております。また、内部通報規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

当社の監査室および事業子会社の内部監査部門は、連携して、グループ全体の業務執行、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を、監査計画に基づき実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へその結果を報告しております。

② **リスク管理に関する取り組み**

安全管理、品質管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の企業活動に潜在するリスクについて、各事業子会社で社内規程、対応マニュアル等を制定するとともに、施工検討会、教育・研修、安全パトロール、内部監査等の実施により、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止に努めております。

③ **取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み**

当社は、2024年度は取締役が全員出席する取締役会を12回開催し、経営の基本方針、その他経営に関する重要事項に関する審議・決定を行うとともに、中期経営計画（2022～2026年度）を基に策定された年次の事業計画（目標・行動計画・予算）に基づき、業務の執行状況に関する監督および経営計画の進捗状況の確認を行いました。

④ **当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み**

当社は、「関係会社管理規程」等の規定に基づき、各事業子会社の経営上の重要事項について付議・報告を受け、必要に応じて審議・承認しております。また、各事業子会社は、自社の規模、性質等に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を内部監査で確認しております。

⑤ **監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み**

監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役および使用人等からの業務執行状況の報告、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との情報・意見交換等により、監査の実効性の確保を図っております。

(5) 政策保有株式の縮減について

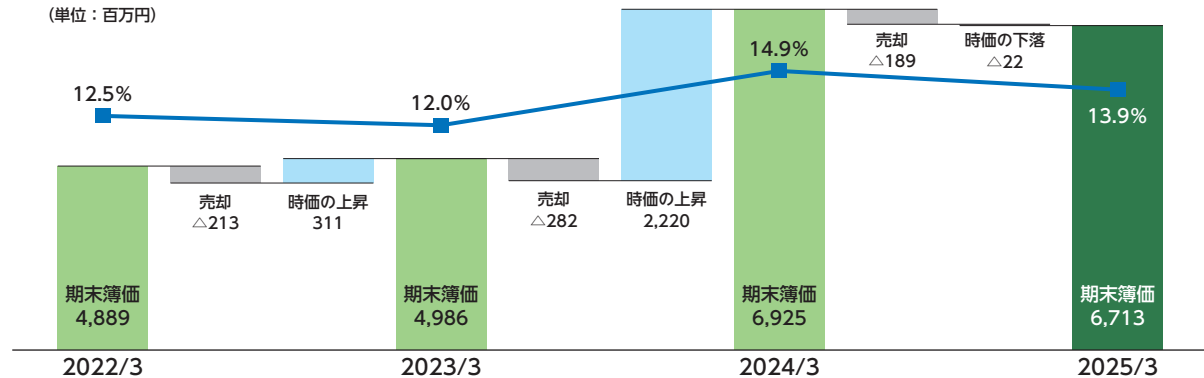
当社グループでは、保有先との長期的・安定的な関係の構築など取引関係の維持等を目的として、上場株式を政策保有しております。保有株式につきましては、年度ごと、株式保有先ごとに業績・株価・配当・成長性などを多角的に検証し、取締役会にて検証結果を審議・承認しております。その結果、保有意義が不十分、あるいは資本コストに見合っていないと判断した保有株式については、保有先企業との対話を踏まえたうえで縮減することとしております。

また、計画的な売却を進め、中期経営計画（2022～2026年度）の期間のできるだけ早い時期に、政策保有株式の連結純資産に対する割合を10%以下にまで縮減する予定にしております。

直前3期の縮減状況は以下のとおりであります。

	2022年度末 (2023年3月期)	2023年度末 (2024年3月期)	2024年度末 (2025年3月期)
縮減銘柄数 期末保有銘柄数	△1銘柄 17銘柄	△4銘柄 13銘柄	△2銘柄の一部 13銘柄
縮減金額（前期末帳簿価額） 期末保有株式の時価の変動 当期末帳簿価額	△213百万円 311百万円 4,986百万円	△282百万円 2,220百万円 6,925百万円	△189百万円 △22百万円 6,713百万円
連結純資産額 割合	41,584百万円 12.0%	46,630百万円 14.9%	48,330百万円 13.9%

(単位：百万円)



(注) 本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率および1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	66,744
現 金 預 金	16,502
受取手形・完成工事未収入金等	49,025
未 成 工 事 支 出 金	593
材 料 貯 蔵 品	45
そ の 他	578
固 定 資 産	23,853
有 形 固 定 資 産	15,484
建 物 ・ 構 築 物	2,821
機 械 ・ 運 搬 具	4,020
工 具 器 具 ・ 備 品	260
土 地	7,848
リ ー ス 資 産	250
建 設 仮 勘 定	283
無 形 固 定 資 産	439
投資その他の資産	7,928
投 資 有 価 証 券	6,887
関 係 会 社 株 式	52
繰 延 税 金 資 産	736
そ の 他	270
貸 倒 引 当 金	△18
資 産 合 計	90,597

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	37,429
支払手形・工事未払金等	10,368
短 期 借 入 金	7,500
未 払 金	2,723
未 払 法 人 税 等	1,412
未 成 工 事 受 入 金	11,036
完 成 工 事 補 償 引 当 金	573
工 事 損 失 引 当 金	2,022
賞 与 引 当 金	937
そ の 他	854
固 定 負 債	4,838
長 期 借 入 金	300
リ ー ス 債 務	239
繰 延 税 金 負 債	840
再評価に係る繰延税金負債	1,687
役員退職慰労引当金	160
退職給付に係る負債	1,608
そ の 他	1
負 債 合 計	42,267
(純資産の部)	
株 主 資 本	33,265
資 本 金	3,000
資 本 剰 余 金	3,746
利 益 剰 余 金	28,248
自 己 株 式	△1,728
その他の包括利益累計額	7,214
その他有価証券評価差額金	3,682
土 地 再 評 価 差 額 金	3,192
退職給付に係る調整累計額	339
非 支 配 株 主 持 分	7,849
純 資 産 合 計	48,330
負 債 純 資 産 合 計	90,597

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		74,725
完 成 工 事 原 価		60,523
完 成 工 事 総 利 益		14,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,032
営 業 利 益		9,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	239	
受 取 賃 貸 料	25	
受 取 保 険 金	101	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	8	
そ の 他	21	397
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
前 受 金 保 証 料	18	
支 払 手 数 料	7	
そ の 他	12	69
経 常 利 益		9,496
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	144	
そ の 他	2	147
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	67	69
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,574
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,584	
法 人 税 等 調 整 額	365	2,949
当 期 純 利 益		6,625
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,762
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,863

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	3,154
現 金 預 金	633
売 掛 金	117
前 払 費 用	2
関 係 会 社 預 け 金	2,400
固 定 資 産	9,259
有 形 固 定 資 産	0
建 物	0
工 具 器 具 ・ 備 品	0
無 形 固 定 資 産	2
ソ フ ト ウ ェ ア	2
投資その他の資産	9,256
関 係 会 社 株 式	9,252
繰 延 税 金 資 産	0
そ の 他	2
資 産 合 計	12,413

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	73
未 払 金	61
未 払 法 人 税 等	8
そ の 他	3
負 債 合 計	73
(純資産の部)	
株 主 資 本	12,340
資 本 金	3,000
資 本 剰 余 金	6,096
資 本 準 備 金	2,597
そ の 他 資 本 剰 余 金	3,498
利 益 剰 余 金	5,078
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,078
繰 越 利 益 剰 余 金	5,078
自 己 株 式	△1,834
純 資 産 合 計	12,340
負 債 純 資 産 合 計	12,413

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
受 取 配 当 金	4,544	
グ ル ー プ 管 理 料	377	4,922
売 上 総 利 益		4,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		365
営 業 利 益		4,556
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
未 払 配 当 金 除 斥 益	2	
そ の 他	0	6
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	7	
そ の 他	0	8
経 常 利 益		4,555
税 引 前 当 期 純 利 益		4,555
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8	
法 人 税 等 調 整 額	0	9
当 期 純 利 益		4,545

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

宮地エンジニアリンググループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 里 直 記

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 石 川 裕 樹

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮地エンジニアリンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

宮地エンジニアリンググループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 里 直 記
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 川 裕 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月4日

宮地エンジニアリンググループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 太 田 英 美 印

監査等委員 辻 川 正 人 印

監査等委員 樋 口 眞 人 印

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階イベントホール
TEL 03-5281-3053



交 通

都営地下鉄新宿線 小川町駅 B 6 出口より 徒歩約 2 分
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B 6 出口より 徒歩約 2 分
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A 6 出口より 徒歩約 3 分
J R 線 神田駅 北口より 徒歩約 7 分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。